

保護者各位

郡山市長 品川 萬里
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス等緊急事態宣言の延長に伴う家庭保育への協力について（依頼）

時下、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日ごろから、保育行政をはじめ市政各般にわたり、御理解、御協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、去る 5 月 4 日、政府から新型コロナウイルス等緊急事態宣言の期間について、基本的対処方針を一部見直したうえで、令和 2 年 5 月 31 日まで延長することが決定され、今後も、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に努めることとされました。

本市においては、令和 2 年 4 月 17 日付け 2 郡育第 166 号により、保護者の皆様に可能な限り御家庭での保育について御協力をお願いしておりましたが、今回の緊急事態宣言の延長に伴い、前回の通知同様に令和 2 年 5 月 31 日まで、引き続き、御家庭での保育に御協力いただきますようお願いいたします。

また、医療従事者や社会機能維持のために就業継続が必要な方、今般の緊急事態宣言の期間延長に伴い、仕事を休むことが困難な方などにつきましては、個別に施設へ御相談いただきますようお願いいたします。

なお、令和 2 年 5 月 31 日までの間、御家庭での保育に御協力をいただきました際の保育料、認定期間等につきましては、下記のとおり取り扱います。

記

1 保育所利用自粛中の保育料について

令和 2 年 3 月 1 日から令和 2 年 5 月 31 日までの間、利用を自粛した場合には、保育料を日割り計算により還付します。

	提出書類	提出締め切り
保育料	保育料日割り申請書	3 月分：5 月 13 日（水） 4・5 月分：6 月 12 日（金）

2 認定期間等について

令和 2 年 7 月末日までに認定期間が終了する方については、認定期間を 8 月末日まで延長します（妊娠出産を理由に新規に入所の決定を受けた場合を除く）。

また、今回の御協力により長期間欠席となった場合においても、退所とはなりません。

3 その他

保育に係る相談等につきましては、各保育所（園）へ、子育てに関する悩みや心配事につきましては、郡山市こども家庭相談センター（924-3341）にお気軽に御相談ください。